

大分大学医学部附属病院病理診断科・病理部細則

平成20年7月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院病理診断科・病理部（以下「病理診断科・病理部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(病理診断科・病理部長)

第2条 病理診断科・病理部長は、病院長の命を受け、病理診断科・病理部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(病理診断科・病理部副部長)

第3条 病理診断科・病理部副部長は、病理診断科・病理部長を補佐し、病理診断科・病理部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第4条 病理診断科・病理部においては、次の業務を行う。

- (1) 病理学的検査及び診断に関すること。
- (2) 病理標本及び診断記録の作成・保管に関すること。
- (3) 病理学的診断法の研究に関すること。
- (4) その他病院病理業務に関すること。

(運営会議)

第5条 病理診断科・病理部の運営に関する事項を審議するため、病理診断科・病理部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の組織)

第6条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病理診断科・病理部長
 - (2) 病理診断科・病理部副部長
 - (3) 診療科長又は副診療科長 4人
 - (4) 検査部長
 - (5) 手術部長
 - (6) 医学科診断病理学講座の教授又は准教授 1人
 - (7) 医学科分子病理学講座の教授又は准教授 1人
 - (8) 看護部長
 - (9) 医療技術部検査部門技師長
 - (10) 担当看護師長
 - (11) その他病理診断科・病理部長が必要と認めた者
- 2 前項第3号、第6号、第7号及び第11号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第7条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 運営会議に議長を置き、病理診断科・病理部長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 運営会議の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、病理診断科・病理部に關し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成20年医学部附属病院細則第2-1号)

- 1 この細則は、平成20年7月24日から施行し、平成20年7月1日から適用する。
- 2 大分大学医学部附属病院病理部規程(平成16年医学部規程第2-9号)は、廃止する。

附 則 (平成25年医学部附属病院細則第2-3号)

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年医学部附属病院細則第2-14号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。